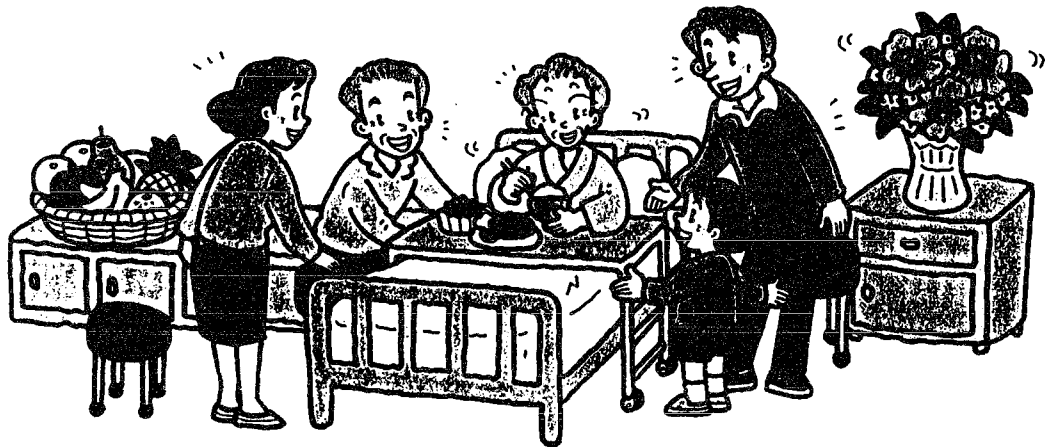


〈入院時食事療養費の標準負担額が平成8年10月より改定されます〉



国民健康保険係からのお知らせ

入院時の1日の食事代の標準負担額

		平成8年9月30日まで	平成8年10月1日以降
一般		600円	760円
※住民税非課税世帯等	入院90日まで	450円	650円
	入院91日以降	300円	500円
※住民税非課税世帯等で老齢福祉年金の受給権者		200円	300円

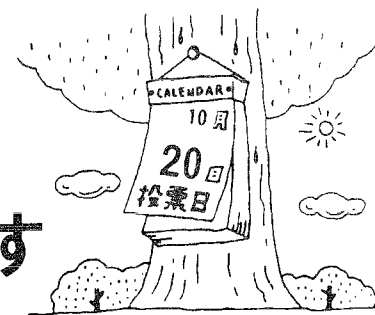
※住民税非課税世帯等の方は、国民健康保険係の2番の窓口で申請し、「標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。病院の窓口では、この減額認定証を提示してください。入院が90日を超える場合には、さらに減額されますので、再度申請をしてください。



※食事代の標準負担額は、高額療養費を算定する自己負担額には入りません。

⑤今現在減額認定証をお持ちの方で有効期限がまだ来ていない場合は、再度申請する必要はありません。

10月20日は
新潟県知事選挙の投票日です



〈県知事選挙について〉

◆投票日と投票時間

十月二十日（日曜日）午前七時から午後六時迄。

◆小須戸町で投票できる人

小須戸町に住所のある日本国民で次の要件が必要です。

(イ) 年齢が投票日の当日、満二十歳以上であること。

(ロ) 昭和五十一年十月二十一日以前に出生した人。

(ハ) 基準日（平成八年十月二日）以前三ヶ月以上、小須戸町に住所を有すること。（平成八年七月二日以前に住民票が作成された人、又は転入届された人。）

◆県内住所移転者の投票

平成八年七月三日以降、県内の市町村に転出した場合は、新住所地の市町村長の発行した「引き続き県の区域内に住所を有する旨の証明書」を持参提示すれば小須戸町で投票ができます。又、当町に七月三日以降転入した場合は、小須戸町長発行（住民課住民係）

◆不在者投票

投票日に所用等で投票所できず、投票できない人は「不在者投票」をして棄権のないようにしましょう。

◆郵便による不在者投票

身体障害者手帳等を持っていて、お持ちの方は、投票日前四日までに（十月十六日まで）投票用紙等の交付請求をし、早めに不在者投票されるようお願いいたします。

投票所入場券は、十月八日

期間

十月三日（木）～十九日（土）

午前八時三十分～午後五時

（土・日・祝日もできます）

場所

役場二階選挙管理委員会事務室
（指定病院に入院の方は病院で不在者投票できます）

◆不在者投票

投票日に所用等で投票所できず、投票できない人は「不在者投票」をして棄権のないようにしましょう。

◆郵便による不在者投票

身体障害者手帳等を持っていて、お持ちの方は、投票日前四日までに（十月十六日まで）投票用紙等の交付請求をし、早めに不在者投票されるようお願いいたします。

投票所入場券は、十月八日

投票所と投票区を変更しました

◆第四投票所「天ヶ沢集落開発センター」

「ふれあい会館」

◆第四投票区で投票する地域

鎌倉、天ヶ沢第一～第三、矢代田第一、松ヶ丘、舟戸一～二丁目

きれいな選挙はみんなの願い



選挙人名簿の縦覧について

（火曜日）頃、郵便でお届けいたします。
選挙公報は、各囑託員を通じて全世帯にお届けいたします。
開票所は、十月二十日、中央公民館、三階で行います。
棄権しないでみんなで投票しましょう。

公職選挙法第二十二條第二項による平成八年十月二日現在において登録資格を有する者を選挙人名簿に登録しますので、左記により縦覧に供します。

※ 不明の点については、小須戸町選挙管理委員会へお問い合わせください。
三八一三一一一（内線六〇）

縦覧期間 十月三日から十月四日まで。

縦覧場所 小須戸町役場二階（選挙管理委員会事務局）